

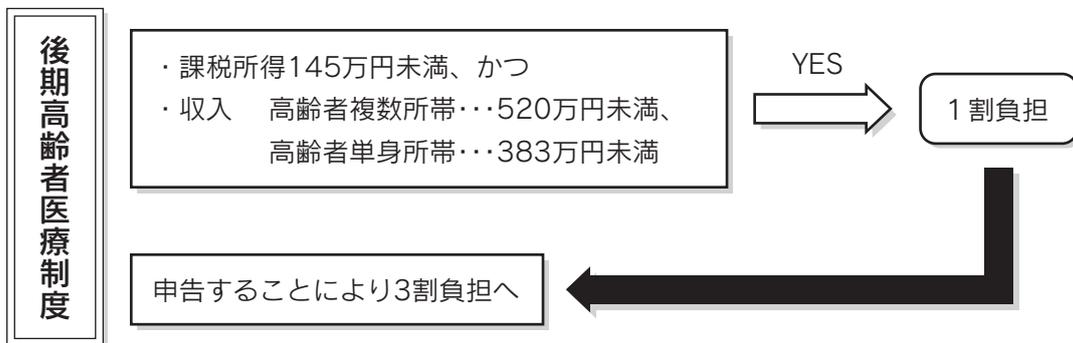
ワンポイントアドバイス!

後期高齢者医療制度と確定申告について!

医療機関の窓口における負担割合は、原則1割負担となりますが、一般の現役の所得者は3割負担となります。

ここで確定申告をしたことにより後期高齢者(注)制度の負担割合が増加し、住民税も高くなる場合があります。申告内容を把握しておきましょう。

(注) 75歳の誕生日を迎えると、後期高齢者医療制度の加入対象となります。



ここで申告することにより「**3割負担**」となるケースがあります。
所得には申告しなくてよい所得と申告しなければいけない所得があります。

以下は申告しなくてもよい所得です。

- ・株取引で源泉徴収口座の場合
- ・公的年金の年金収入額が400万円以下の場合
- ・NISA口座で利益が120万円以下の場合
- ・給与所得以外の副業で所得が20万円以下の場合

上記の源泉所得税を還付してもらうために確定申告することにより、負担割合が増加するケースもあります

注意点・健康保険料の計算方法は住民税が基礎になるため、
国税の所得控除とは金額が違うことに注意してください。



詳しい内容やご質問がございましたら
06-6313-1369 まで
お問い合わせください

3月の花 ボケ(木瓜)
花言葉 「先駆者」「妖精の輝き」